

情報提供とサービス



郵送で

●ご契約現況のお知らせ
ご契約ごとに毎年4回、ご契約内容（積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額等）についてお知らせします。

●運用実績レポート
毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。

●変額個人年金保険(09)有期D2型（特別勘定）決算のお知らせ
事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。



電話で

アクサ生命
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399

9:00～17:00
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

●契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会

●契約内容の変更や給付金請求等の各種手続き

●各種お問い合わせ



インターネットで

アクサ生命
ホームページ

<http://www.axa.co.jp/life/>

●会社案内、商品案内

●ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績

●「ご契約者さま専用インターネットサービス*」によるご契約内容・積立金の照会

*「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

ご留意いただきたい事項

●このご案内は、商品の概要を説明したものです。

変額個人年金保険(09)有期D2型のご検討に際しては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧の上で、変額保険の販売資格を持つ野村証券株式会社の担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

(「ご契約のしおり・約款」記載事項の例)

- ◆お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ制度)について
- ◆保険の特徴としくみ
- ◆告知について
- ◆保障の責任開始期および契約日について
- ◆死亡給付金等をお支払いしない場合などについて
- ◆ご契約の解約・一部解約と解約払戻金について

●アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構(TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時」ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>)までお問い合わせください。

●この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。野村証券株式会社の担当者(生命保険募集人)の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター[03-5789-1310 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く)]までお問い合わせください。

●この商品に係る指定紛争解決機関は、(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)

●この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。

●野村証券株式会社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者(保険媒介者)で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

●保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社



redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

商品の
ポイント
1

いつからでも受け取り!

年金の支払開始は、1年後～22年後まで
任意に設定

商品の
ポイント
2

ふやして受け取り!

年金受取総額をふやすための
1.5%ロールアップ保証機能

商品の
ポイント
3

自在に受け取り!

年2回、4回、6回受け取りが選べる
特別勘定年金

アクサ投資型年金〈円建〉

ロールアップ機能付受取総額保証型(有期)

変額個人年金保険(09)有期D2型

△ご留意いただきたい事項

変額個人年金保険の投資リスクについて

- ・この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- ・特別勘定資産の運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。
- ・特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

諸費用について ※くわしくはP.12をご覧ください。

募集代理店

野村証券株式会社

この保険商品の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。
野村証券株式会社はアクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

引受保険会社



redefining / standards

セカンドライフをよりアクティブに過ごすための“くふう”。

3つのポイントで、“アクサ投資型年金(円建)ロールアップ機能付受取総額保証型(有期)”が、しっかりサポート。

ポイント1 いつからでも受け取り!
年金の支払開始は、1年後～22年後まで任意に設定

※積立期間(年単位)と年金支払期間の合計期間は25年間です。
※ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません。

ポイント2 ふやして受け取り!
年金受取総額をふやすための1.5%ロールアップ保証機能

※毎年1.5%(単利)ずつ基準保証金額*1が増加する期間は、積立期間中のみで最長10年間です。
※1.5%ロールアップ保証機能とは別に、積立期間中の運用実績が好調な場合に積立金額の増加に応じて基準保証金額を毎年1回増加させるラチェット保証機能もあります。

ポイント3 自在に受け取り!
年2回、4回、6回受け取りが選べる特別勘定年金

※年1回のお受け取りに代えて、年2回、4回、6回のいずれかに分割して受け取ることもできます。あるいは、年2日まで任意に年金支払日を指定して受け取ることもできます。
※1回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。

*1 基準保証金額とは?

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 年金支払開始日の基準保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における ロールアップ保証金額	年金支払開始日前日における ラチェット保証金額	年金支払開始日前日における 積立金額
---------------------------	----------------------------	-----------------------

※基準保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。
※基準保証金額が最低保証されるのは、特別勘定年金でお受け取りいただく場合に限られます。

「商品パンフレット」にて使用している用語について

この「商品パンフレット」では、変額個人年金保険(09)有期D2型主約款に定める表記について、一部「ご契約のしおり・約款」等と異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

- 「ロールアップ保証金額」は、最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年1.5%(単利)増進金額を意味します。
- 「特別勘定年金」は、保証金額付特別勘定年金を意味します。

ご利用例

①60歳男性

一時払保険料1,000万円、積立期間5年でご契約
積立期間満了時において、ロールアップ保証金額1,075万円が
基準保証金額となった場合

65歳より20年間、53.7万円の年金をお受け取り



「趣味に役立て大助かりだよ!」

②70歳女性

一時払保険料500万円、積立期間1年でご契約
積立期間満了時において、ロールアップ保証金額507.5万円が
基準保証金額となった場合

71歳より24年間、21.1万円の年金をお受け取り



「貯蓄を取り崩すのは不安だけど、
定期的に入ってくるお金なら安心して使えるわ!」

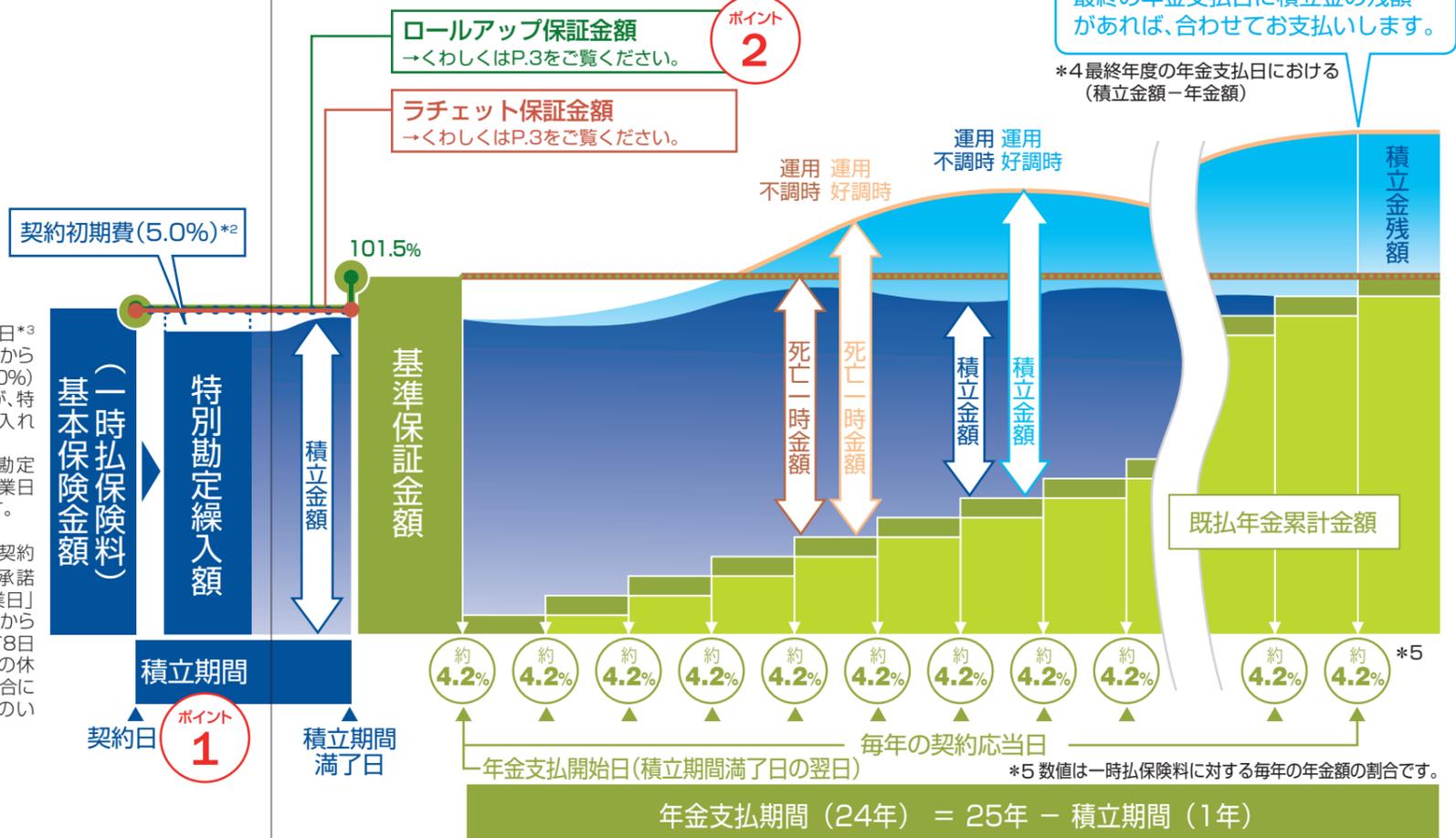
※上記はイメージ図です。
年金額は千円未満を切捨てて表示。

積立期間5年のイメージ図は
中面をご覧ください。

積立期間1年のイメージ図

●イメージ図(積立期間1年の場合)●

積立期間満了時の基準保証金額が一時払保険料の101.5%の場合



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。

なお、災害死亡給付金額は表示しておりません。

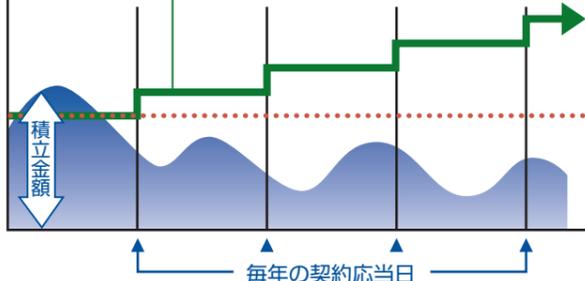
※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

1.5%ロールアップ保証機能とは…

運用実績にかかわらず、基準保証金額を、毎年1.5%(単利)増加させる機能です。

●イメージ図●

ロールアップ保証金額		[積立期間に応じた保証率] (対基本保証金額)									
年	保証率	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
1年	101.5%	101.5%	103.0%	104.5%	106.0%	107.5%	109.0%	110.5%	112.0%	113.5%	115.0%



- 運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保証金額(一時払保険料)に対して毎年1.5%(単利)増加します。(最長10年間)
- ご契約時におけるロールアップ保証金額は、基本保証金額(一時払保険料)と同額です。

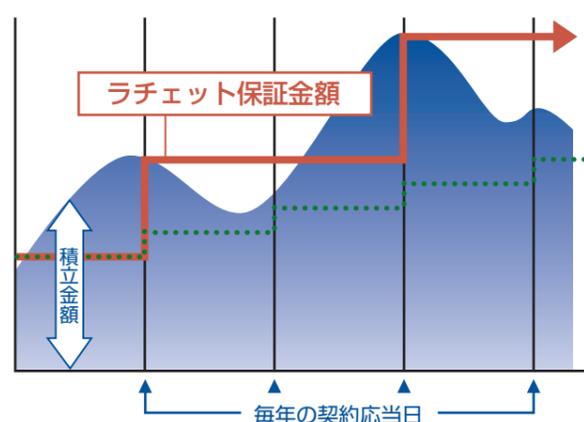
※1.5%ロールアップ保証機能により、基準保証金額が増加する期間は積立期間中のみで最長10年間です。

※一部解約を行った場合には、ロールアップ保証金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。

ラチェット保証機能とは…

運用実績が好調な場合に、積立金額の増加に応じて、基準保証金額を毎年1回増加させる機能です。

●イメージ図●



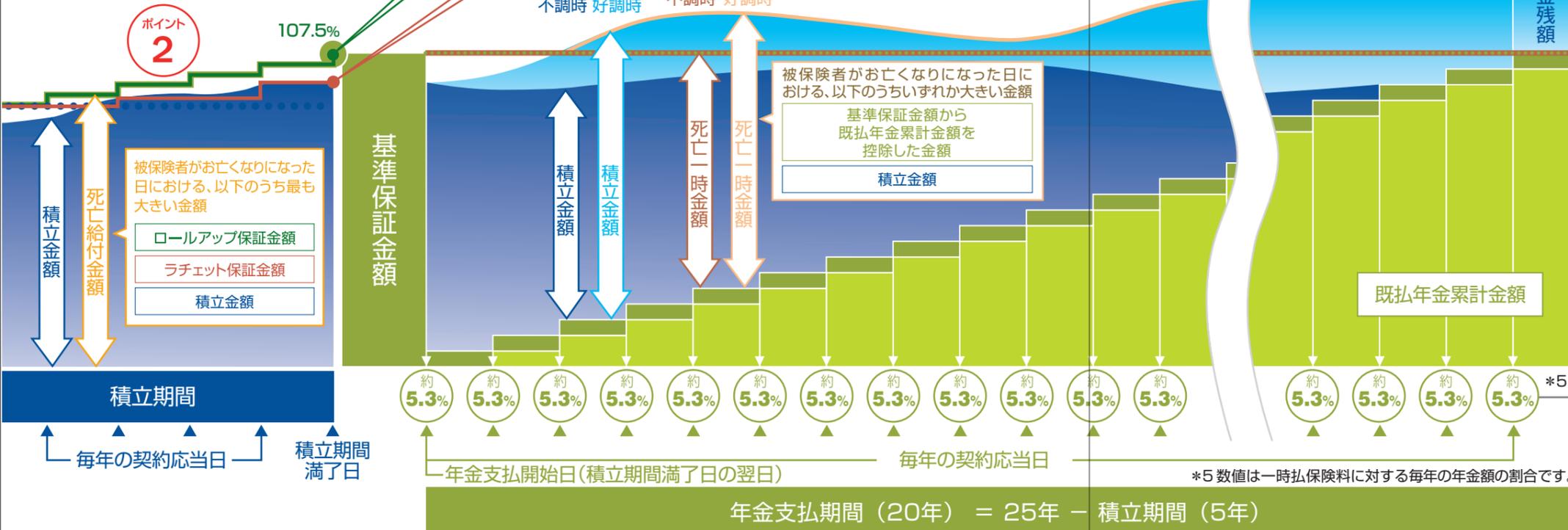
- 毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を適用します。
- ご契約時におけるラチェット保証金額は、基本保証金額(一時払保険料)と同額です。
- ラチェット保証金額は、毎年の契約応当日に1円単位で見直され、上昇に上限はありません。

※ラチェット保証機能により、基準保証金額が増加する期間は積立期間中のみです。

※一部解約を行った場合には、ラチェット保証金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。

●イメージ図(積立期間5年の場合)●

積立期間満了時の基準保証金額が一時払保険料の107.5%の場合



(ご参考) 特別勘定年金額の例

一時払保険料	積立期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	年金支払期間	24年	23年	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年
一時払保険料に対する毎年の年金額の割合		約4.2%	約4.4%	約4.7%	約5.0%	約5.3%	約5.7%	約6.1%	約6.5%	約7.0%	約7.6%
500万円	ロールアップ保証金額	507.5万円	515.0万円	522.5万円	530.0万円	537.5万円	545.0万円	552.5万円	560.0万円	567.5万円	575.0万円
	年金額 [最低保証額]	21.1万円	22.3万円	23.7万円	25.2万円	26.8万円	28.6万円	30.6万円	32.9万円	35.4万円	38.3万円
1,000万円	ロールアップ保証金額	1,015.0万円	1,030.0万円	1,045.0万円	1,060.0万円	1,075.0万円	1,090.0万円	1,105.0万円	1,120.0万円	1,135.0万円	1,150.0万円
	年金額 [最低保証額]	42.2万円	44.7万円	47.5万円	50.4万円	53.7万円	57.3万円	61.3万円	65.8万円	70.9万円	76.6万円
3,000万円	ロールアップ保証金額	3,045.0万円	3,090.0万円	3,135.0万円	3,180.0万円	3,225.0万円	3,270.0万円	3,315.0万円	3,360.0万円	3,405.0万円	3,450.0万円
	年金額 [最低保証額]	126.8万円	134.3万円	142.5万円	151.4万円	161.2万円	172.1万円	184.1万円	197.6万円	212.8万円	230.0万円

※各積立期間経過後のロールアップ保証金額と、当該ロールアップ保証金額が基準保証金額となった場合の年金額を計算。なお年金額は千円未満を切捨てて表示しています。

※年金額の計算に際し、積立期間中に確定するラチェット保証金額、および積立期間満了時における積立金額については、考慮しておりません。仮に運用が好調で、ラチェット保証金額、または積立金額が基準保証金額となった場合には、上記の年金額[最低保証額]は増加します。

最終の年金支払日に積立金の残額*4があれば、合わせてお支払いします。

*4 最終年度の年金支払日における(積立金額-年金額)

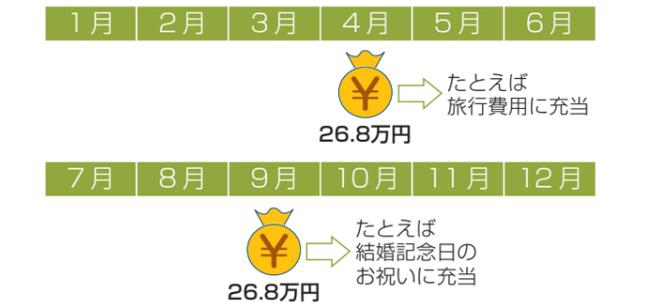
ポイント 3

【一時払保険料1,000万円、積立期間5年の場合】

●公的年金の補完として活用するイメージ(年6回分割で奇数月に受け取り)●



●旅行費用や記念日のお祝いとして活用するイメージ(年2回任意の時期に受け取り)●



※千円未満を切捨てて表示しています。
 ※1回の受取金額は、15,000円以上である必要があります。
 特別勘定年金のお受け取りについてくわしくはP.6をご覧ください。

万一の場合のお取扱い

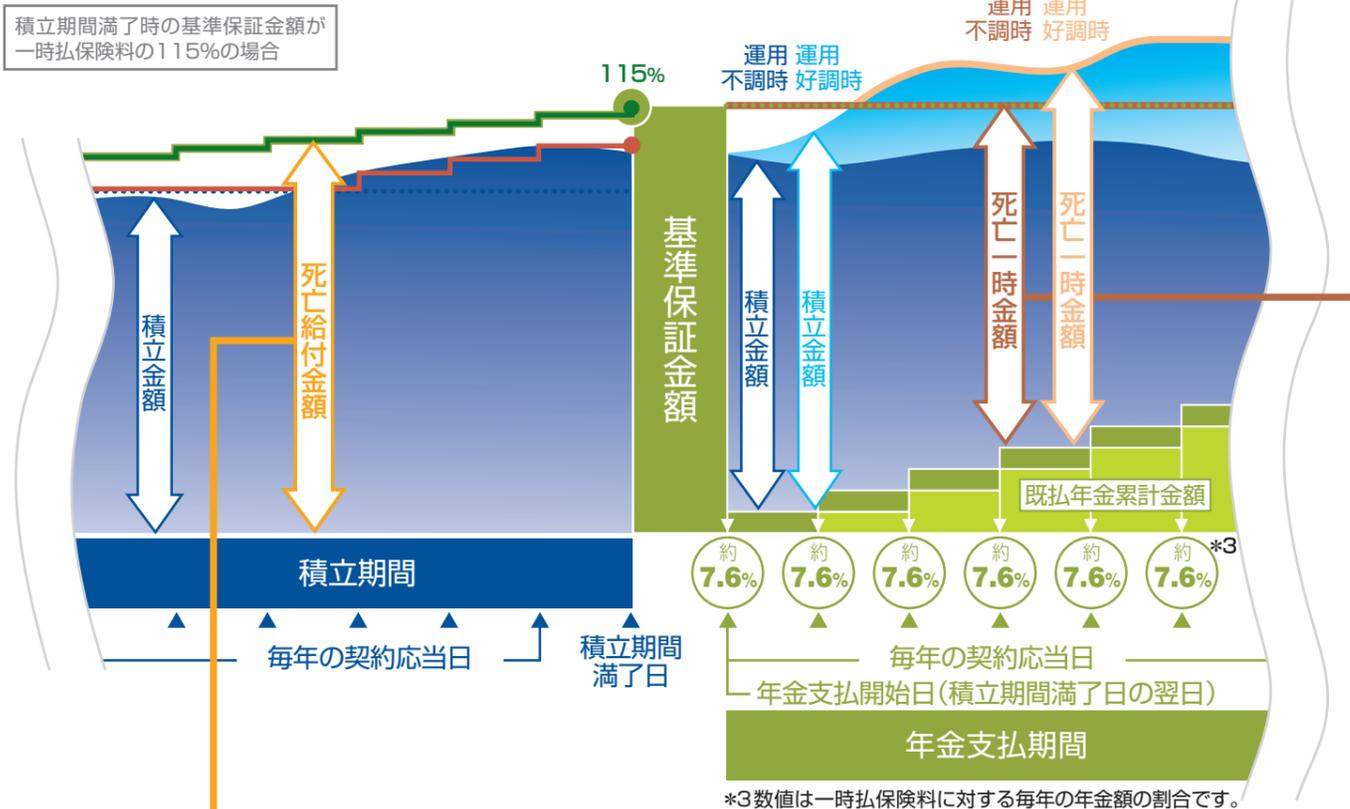
死亡保障

※**免責事由に該当した場合^{*1}や、重大事由による契約解除の場合^{*2}、死亡給付金等をお支払いできない場合があります。それ以外にも、死亡給付金等をお支払いできない場合があります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

- *1 責任開始の日から2年以内の自殺等。この場合、被保険者がお亡くなりになった日の積立金額をお支払いします。
- *2 死亡給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、年金受取人(後継年金受取人を含みます。)または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等。この場合、アクサ生命所定の金額をお支払いすることもあります。

積立期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡給付金または災害死亡給付金をお支払いします。
年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、死亡一時金をお支払いします。

●イメージ図(積立期間10年の場合)●



※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラケット保証金額、基準保証金額、年金額等を保証・予測するものではありません。なお、災害死亡給付金額は表示していません。
※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

積立期間	名称	お支払金額	受取人
被保険者が死亡された場合	死亡給付金 ^{*4,*5}	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお支払いします。 ロールアップ保証金額 ラケット保証金額 積立金額	死亡給付金受取人
被保険者が所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	災害死亡給付金 ^{*4}	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算した金額をお支払いします。	

- *4 契約者と被保険者が同一人で死亡給付金・災害死亡給付金の受取人が相続人の場合、相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。
- *5 契約日から特別勘定繰入金前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

※記載の税務のお取扱いは、平成24年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。

年金支払期間	名称	お支払金額	受取人
被保険者が死亡された場合	死亡一時金 ^{*6}	被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお支払いします。(基準保証金額から既払年金累計金額を控除した金額が最低保証されます。) 基準保証金額から既払年金累計金額を控除した金額 積立金額	年金受取人が被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合 後継年金受取人 ^{*7} 年金受取人が被保険者と別人の場合 年金受取人

- *6 死亡一時金には相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」の適用はありません。
- *7 後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の相続人となります。

後継年金受取人

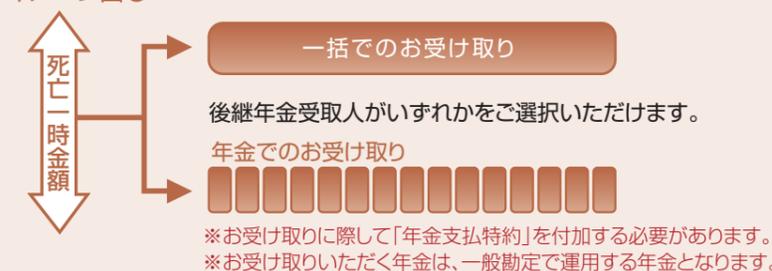
- ※後継年金受取人は、年金支払開始日前は契約者のお申し出により、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により、指定することができます。
- ※後継年金受取人は、年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)の範囲内で1名のみご指定いただけます。
- ※後継年金受取人を指定する場合は、被保険者の同意が必要です。

年金受取人の万一の場合に備え、あらかじめ死亡一時金または年金を引き継いで受け取る人を指定しておくことができます。

●年金支払期間中に年金受取人がお亡くなりになった際には、契約形態に応じて後継年金受取人が次のようにお受け取りいただけます。

- ①年金受取人と被保険者が同一人の場合
→後継年金受取人が死亡一時金、または死亡一時金を原資とした一般勘定で運用する年金をお受け取りいただけます。(特別勘定年金の継続受取はできません。)

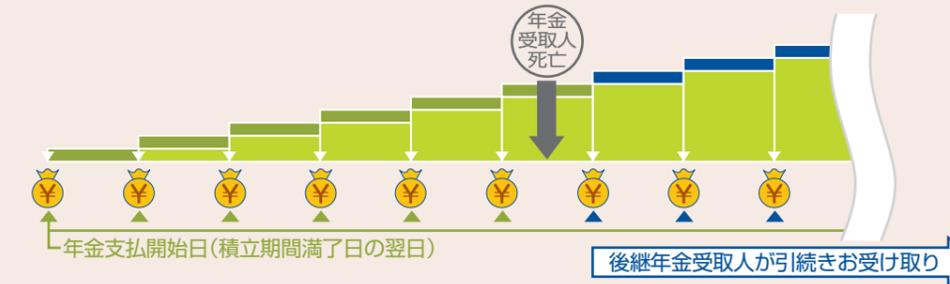
●イメージ図●



※死亡一時金には相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」の適用はありません。

- ②年金受取人と被保険者が別人の場合(被保険者が生存しているため、契約は有効に継続します。)
→後継年金受取人が引き続き特別勘定年金をお受け取りいただけます。(一括でのお受け取りをされる場合は積立金額のお受け取りとなるため、最低保証はありません。)

●イメージ図(年金支払開始後6年目に年金受取人がお亡くなりになった場合)●



年金支払特約

※この特約の年金額は、年金基金設定時点(被保険者死亡日)の死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額ならびに基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。

死亡給付金(災害死亡給付金)または死亡一時金を、一時金にかえて一般勘定で運用する年金としてお受け取りいただくこともできます。

また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

特別勘定

[2012年1月現在]

※特別勘定資産の運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

※特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

特別勘定名	アロケーション20 (09) T																
基本資産配分比率	米国株式 (米ドル・ベース) 5% 欧州株式 (ユーロ・ベース) 5%	日本株式 10% 日本債券 80%															
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス (20/80)																
利用する投資信託の運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内外の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物、株価指数先物へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。 ●各マザーファンド受益証券への資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の割合を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●米国株式(米ドル・ベース)、欧州株式(ユーロ・ベース)において利用する各マザーファンド受益証券の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 →くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。																
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>マザーファンド</th> <th>ベンチマーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本債券</td> <td>アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド</td> <td>パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス</td> </tr> <tr> <td>日本株式</td> <td>アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド</td> <td>TOPIX (東証株価指数、配当込み)</td> </tr> <tr> <td>米国株式 (米ドル・ベース)</td> <td>アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド</td> <td>S&P500株価指数 (円ベース)</td> </tr> <tr> <td>欧州株式 (ユーロ・ベース)</td> <td>アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド</td> <td>ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック 50種インデックス (円ベース)</td> </tr> </tbody> </table>		マザーファンド	ベンチマーク	日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス	日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX (東証株価指数、配当込み)	米国株式 (米ドル・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数 (円ベース)	欧州株式 (ユーロ・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック 50種インデックス (円ベース)	
	マザーファンド	ベンチマーク															
日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル 日本10年国債先物インデックス															
日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX (東証株価指数、配当込み)															
米国株式 (米ドル・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数 (円ベース)															
欧州株式 (ユーロ・ベース)	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック 50種インデックス (円ベース)															
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205% (税抜:0.21%)*	→くわしくはP.12をご覧ください。															
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社																

*運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。

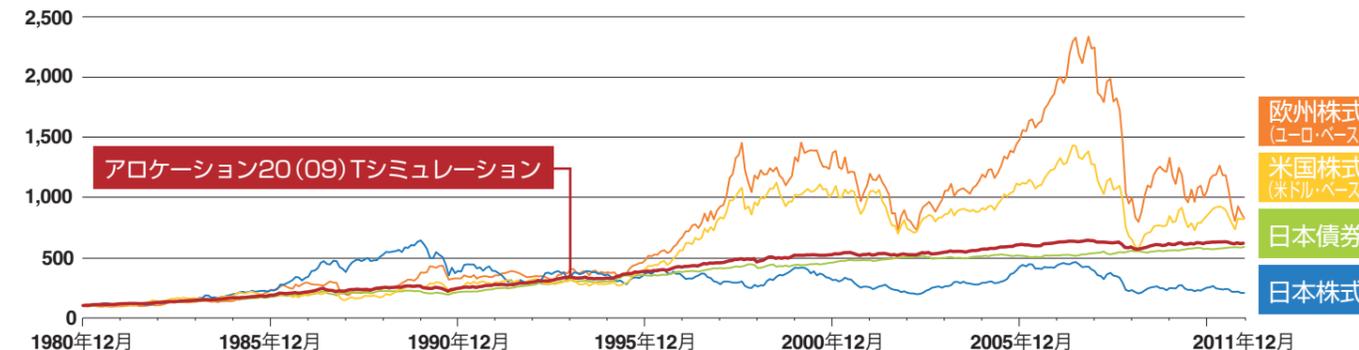
※特別勘定の種類、運用方針および委託会社等の運用協力会社は、法令等の改正または効率的な資産運用が困難になる等の理由により、変更されることがあります。なお、委託会社等の運用協力会社については、運用成績の悪化等、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。

※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

※本ページに記載のグラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合のシミュレーションを、事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

ご参考① 参考指数とポートフォリオの推移 (契約初期費・保険関係費・運用関係費控除前、課税前)

●1980年12月末日に100を投資した場合の各資産額の推移を示しています。

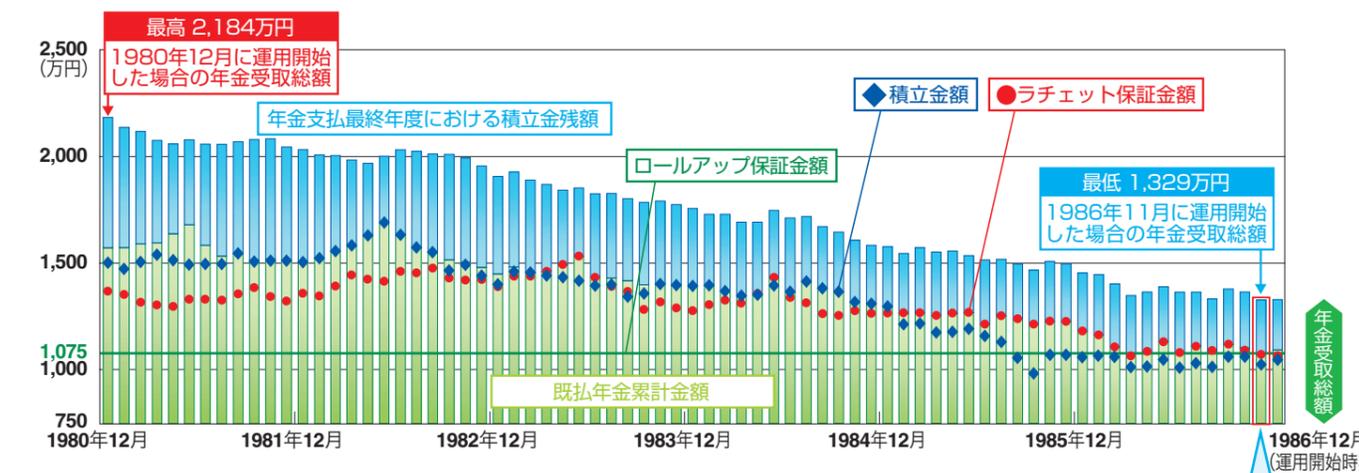


1. [算出前提条件] アロケーション20(09)Tシミュレーションは、基本資産配分で参考指数を保有したポートフォリオ(月次リバランス)で、投資に係る費用および税金等は一切考慮しておりません。
 2. [参考指数] 日本債券: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン 日本長期国債先物理論価格指数(証拠金含む) ・日本株式: 東証1部上場銘柄の時価総額加重投資収益率 ・米国株式(米ドル・ベース): S&P500種株価指数トータルリターン(円ベース) ・欧州株式(ユーロ・ベース): イボットソン・アソシエイツ・ジャパン・ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック 50種指数トータルリターン(円ベース)
 ※データ対象期間: 1980年12月末日~2011年12月末日

ご参考② 年金受取総額シミュレーション (契約初期費・保険関係費・運用関係費控除後、課税前)

積立期間5年、年金支払期間20年の場合 (一時払保険料1,000万円)

●下記の算出前提条件をもとに組成した合成インデックスの累積収益率をもとに、『アクサ投資型年金〈円建〉ロールアップ機能付受取総額保証型(有期)』の「基準保証金額」「年金額」等の決定方法を用いて25年間運用したと仮定したシミュレーションにおける「年金受取総額」を運用開始時期毎に棒グラフ化したものです。また、年金支払開始日前日における「積立金額」「ラケット保証金額」、年金支払開始日における「ロールアップ保証金額」もあわせて表示しております。



●年金受取総額(既払年金累計金額+年金支払最終年度における積立金残額)の内訳 (運用対象期間: 1986年11月末日~2011年11月末日) 積立期間5年、年金支払期間20年の条件で試算した上記73個のシミュレーションのうち、最も低い運用成果を示したのは1986年11月末日を起算日とするケースで、受取額は以下のとおりとなっております。

年金受取総額	1,329万円
既払年金累計金額	1,075万円
年金支払最終年度における積立金残額	254万円

●年金支払開始日における基準保証金額 1,075万円 (下記のうち最も大きい金額)
 ●年金支払開始日におけるロールアップ保証金額 1,075万円
 ●年金支払開始日前日におけるラケット保証金額 1,074万円
 ●年金支払開始日前日における積立金額 1,025万円

1. [算出前提条件] 参考指数の過去の月次データに基づき、アロケーション20(09)Tの基本資産配分と同様のポートフォリオを組成し、毎月末日に基本資産配分に戻したと仮定。契約初期費(5.0%)を特別勘定繰入前に投資額(一時払保険料1,000万円)から控除し、保険関係費(年率2.95%)および運用関係費(年率0.2205%)相当額を月割りで控除。
 2. [参考指数] 上記「参考指数とポートフォリオの推移」における「2. [参考指数]」と同様の指数を使用。
 ※データ対象期間: 1980年12月末日~2011年12月末日(サンプル数73個)

データ出所: イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社 (Copyright ©2012 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。)

ご契約の解約等のお取扱い

※「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「基準保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

積立期間中(ご請求者:ご契約者)

解約	<ul style="list-style-type: none"> ●完備した必要書類をアクサ生命の当社が受付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。(解約控除はかかりません。) ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
一部解約	<ul style="list-style-type: none"> ●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラケット保証金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 ※一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取扱いできません。

年金支払期間中(ご請求者:年金受取人)

年金の一括支払	<ul style="list-style-type: none"> ●完備した必要書類をアクサ生命の当社が受付けた日の翌営業日における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
基準保証金額の減額(積立金額の一部解約)	<ul style="list-style-type: none"> ●減額後の基準保証金額をご指定いただけます。 ●基準保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する解約払戻金額をお支払いします。 ●基準保証金額の減額をした場合、完備した必要書類をアクサ生命の当社が受付けた日の翌営業日を基準として、減額前の基準保証金額に対する減額後の基準保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 ※減額後の年金額は、減額後の基準保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、減額前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 ※減額後の基準保証金額が50万円未満となる場合には、基準保証金額の減額のお取扱いはできません。

税務のお取扱い

※記載の税務のお取扱いは、平成24年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の税務署等にご確認ください。

ご契約時

- お申込みいただいた保険料

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象となります。
--------	---------------------

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込み方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者、もしくはその他の親族(6親等以内の血族と3親等以内の姻族)の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

積立期間中

- 解約時に差益が発生した場合にかかる税金

解約差益	ご契約後5年以内の場合	ご契約後5年超の場合	契約形態			一時金でお受け取りいただく場合
	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)、住民税	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
			本人	本人	配偶者	相続税*1
			本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税
			本人	配偶者	子	贈与税

*1 契約者と被保険者が同一人で死亡給付金・災害死亡給付金の受取人が相続人の場合、相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」が適用されます。

年金支払期間中

- 年金のお受け取り時にかかる税金

年金額－必要経費	所得税(雑所得)、住民税
----------	--------------

<p>ご参考 特別勘定年金のお受け取り時における雑所得の課税対象額の計算方法</p> <p>①必要経費の計算</p> $\text{年金支払開始時における年金額} \times \left(\frac{\text{一時払保険料}}{\text{年金支払開始時における年金額} \times \text{年金支払期間}} \right)$ <p>②雑所得の計算</p> $\text{雑所得の課税対象額(運用益の1年分)} = \text{その年の年金額} - \text{必要経費}$ <p>※雑所得の必要経費の計算方法は、年金種類等によって異なる場合があります。</p>
--

- 年金の一括支払時にかかる税金

差益	所得税(一時所得)、住民税
----	---------------

- 死亡一時金のお受け取り時にかかる税金

契約形態			一時金でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	年金受取人	
本人	本人	本人	相続税*2
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)、住民税

*2 相続税法第12条「生命保険金の相続税非課税枠」は適用されません。

ご契約のお取扱い

被保険者のご契約年齢	15歳～80歳(契約日における満年齢)	
基本保険金額(一時払保険料)	最低200万円／最高5億円／1万円単位 ※同一被保険者につき変額個人年金保険(09)のみで通算し、左記金額を限度とします。	
保険料払込方法	一時払	
告知	職業告知のみ(医師による診査は不要)	
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障(責任)が開始されます。	
契約日	責任開始日 ※この日を基準としてご契約年齢や積立期間等を計算します。	
特別勘定繰入日	「アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日 ※この日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。	
クーリング・オフ制度	ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額を全額お返しします。	
積立期間	1年～22年(年単位)	※ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません。
年金支払開始年齢	被保険者年齢＋積立期間	※年金支払開始年齢は90歳までとなります。
被保険者から見た契約者の続柄	本人、被保険者の配偶者、3親等以内の親族	
年金受取人	ご契約者または被保険者	
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者、3親等以内の血族、3親等以内の姻族(6名まで指定可能)	
後継年金受取人	年金受取人以外の被保険者、または被保険者の親族(配偶者、または6親等以内の血族および3親等以内の姻族)(1名のみ指定可能)	
年金の種類	保証金額付特別勘定年金	※年金の受取方法は年1回のお受け取り以外に、「分割でのお受け取り(年2・4・6回)」「年金支払日の任意指定(年2日まで)」のいずれかをご選択いただくこともできます。
年金支払期間	25年－積立期間 ※積立期間と年金支払期間の合計は25年間となります。	
付加できる特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。※ご契約時は確定年金(年金支払期間:5・10・15・20・25・30・36年のいずれか)から選択可能。
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。※指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
基本保険金額の増額	お取扱いいたしません。	
契約者貸付	お取扱いいたしません。	

諸費用

※この商品にかかる費用の合計額は、下記の各費用の合計額となります。

ご契約時

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要費用	一時払保険料に対して5.0%
		特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間中および特別勘定年金支払期間中

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%(税抜:0.21%)*1
		積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
		特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

*1 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料及び消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中 ※年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%*2
		年金支払日に責任準備金から控除します。

*2 年金管理費は、将来変更される可能性があります。